

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務委託契約書

浜田市社会福祉協議会(以下「委託者」という。)と _____(以下「受託者」という。)とは、次の条項によって公正な業務委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

(委託内容)

第1条 委託者は、介護保険法第115条の23第3項及び第115条の47第4項の規定に基づき、次に掲げる業務を受託者に委託し、受託者はこれを受託するものとする。

2 受託者が行う介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務(以下「介護予防支援業務等」という。)の範囲は、委託者が別に仕様書で定める業務とする。

(受託者の義務)

第2条 受託者は、その所属する介護支援専門員に介護予防支援業務等を行わせるものとする。

2 受託者は、介護予防支援業務等の開始に際しては、予め介護予防支援業務等に従事する者に係る名簿及び資格等を有する証明書の写しを委託者に提出するものとする。

3 受託者は、介護予防支援業務等に従事する者について、その研修の機会を確保し、もってその資質の向上に努めなければならない。

4 受託者は、介護予防支援業務等に従事する者に対し、以下の任務を遂行させる義務を委託者に対して負うものとする。

(1) 対象者への訪問を行うとともに、介護予防支援業務等を適正に実施すること。

(2) 利用者に介護予防サービス計画を遅滞なく提示すること。

(委託料)

第3条 委託者は、介護予防支援業務等の委託料として、次に定めるところにより、算定される額を受託者に支払うものとする。

(1) 介護予防支援委託料

1件/1月当たり 一金 4,420円

初回加算 一金 3,000円

委託連携加算 一金 3,000円

(2) 介護予防ケアマネジメント委託料

1件／1月当たり	一金	4,420円
初回加算	一金	3,000円
委託連携加算	一金	3,000円

(委託料の支払い)

第4条 受託者は毎月業務終了後、委託者の定める期日までに当該月の費用を委託者に請求するものとする。

2 委託者は、適法な支払請求があったときは、島根県国民健康保険団体連合会に当該介護予防サービス計画費の請求を行った月の末日までに、受託者に対し、委託料を支払うものとする。

(権利義務の譲渡等の制限)

第5条 受託者は、本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ又はその権利を担保に供してはならない。

(再委託の禁止)

第6条 受託者は、介護予防支援業務等の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、委託者が特別に認める場合については、この限りではない。

(業務実施の指示)

第7条 委託者は、介護予防支援業務等について、受託者に必要な指示をすることができるものとする。

(移動手段)

第8条 介護予防支援業務等に必要な移動の手段は、受託者が用意するものとする。

(個人情報の保護)

第9条 受託者及び介護予防支援業務等に従事する者は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについて、別記「個人情報の取扱いに係る特記事項」を守らなければならない。

(事故発生時の対応)

第10条 受託者は、介護予防支援業務等の際に、事故が発生した場合には速やかに委託者及び介護予防支援業務等の対象者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 受託者は、介護予防支援業務等の対象者に対する介護予防支援業務等により賠償すべき事故が発生した場合には、その責任において解決するとともに損害賠償を行わなければならない。

(関係書類の整備)

第11条 受託者は、介護予防支援業務等に関する書類をその事業所に5年間整備保管しなければならない。

(報告書の提出)

第12条 受託者は、毎月の介護予防支援業務等の実施状況を委託者の定める期日までに文書により委託者に報告しなければならない。

2 委託者は、必要と認めるときは受託者に介護予防支援業務等の実施状況の報告を求めることができる。

(立ち入り調査)

第13条 委託者は、介護予防支援業務等の実施について、受託者の事業所に立ち入り調査し、必要な報告を求め、必要な指示を受託者に与えることができる。

(契約の解除)

第14条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 指定居宅介護支援事業者の指定を取り消されたとき。
- (2) 基準に違反し、介護予防支援業務等を適切に行うことが困難であると認められるとき。
- (3) 不正な介護予防支援業務等を行うなど本契約又は本契約に基づく指示に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (4) 受託者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規

定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団対策法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受託者がアからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。

（違約金）

第 15 条 受託者は、前条の規定によりこの契約を解除されたときは、契約金額の 100 分の 10 に相当する金額を違約金として委託者に支払わなければならない。

2 委託者は、前条の規定により契約を解除した場合であって前項に規定する違約金を超える損害が生じたときは、その超える金額を受託者に請求することができる。

（疑義の解決）

第 16 条 本契約に定めのない事項及び本契約に関し疑義が生じた場合には、委託者と受託者が協議して解決するものとする。

（委託期間）

第 17 条 本契約の有効期間は、契約日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

本契約の締結を証するため、契約書 2 通を作成し、委託者受託者双方記名押印のうえ、各自 1 通を保有するものとする。

令和 8 年 月 日

委託者 島根県浜田市野原町 859-1
社会福祉法人浜田市社会福祉協議会
会長 中 島 良 二

受託者

別記

個人情報の取扱いに係る特記事項

(基本的事項)

第1 受託者は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施にあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密保持)

第2 受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第3 受託者は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲で、適正な方法により収集しなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第4 受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第5 受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(第三者への委託等の禁止)

第6 受託者は、委託者が承諾した場合を除き、この契約による業務については自らが行い、第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

(第三者への委託等の準用)

第7 この特記事項は、受託者が、委託者の承諾に基づき、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせるときに準用する。

(業務従事者への周知)

第8 受託者は、その業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

(複写又は複製の禁止)

第9 受託者は、この契約による業務を処理するため委託者から引き渡された個人情報
報が記録された資料等を委託者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還)

第10 受託者は、この契約による業務を処理するために、委託者から提供を受けた
個人情報記録された資料等は、この契約の完了後直ちに委託者に返還するもの
とする。ただし、委託者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(資料等の廃棄)

第11 受託者は、この契約による業務を処理するために、受託者自らが収集し、又
は作成した個人情報記録された資料等は、この契約の完了後速やかに廃棄する
ものとする。ただし、委託者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(調査)

第12 委託者は、受託者がこの契約による業務を処理するに当たり、取り扱ってい
る個人情報の状況について、随時調査することができる。

(事故報告)

第13 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを
知ったときは、速やかに、委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。

(指示)

第14 委託者は、受託者がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個
人情報について、その取扱いが不相当と認められるときは、受託者に対して必要
な指示を行うことができる。

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務委託仕様書

委託者が受託者に委託する業務の内容は、次のとおりとする。

- 1 利用者又はその家族に対する重要事項説明書及び個人情報利用同意書の交付、説明及び同意の取得、並びに利用者との契約に係る手続きの代行
 - 2 「介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書」提出の代行
 - 3 利用者及びその家族に面接し、アセスメントを実施
 - 4 アセスメントの結果、利用者基本情報、基本チェックリスト及び介護予防サービス計画原案又は介護予防ケアマネジメントにおけるケアプラン原案（以下、「介護予防サービス計画原案等」という。）を作成
 - 5 介護予防サービス計画原案等を浜田市地域包括支援センターに提出
 - 6 サービス担当者会議の開催
 - (1) 初回のサービス利用開始時
 - (2) 介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントにおけるケアプラン（以下、「介護予防サービス計画等」という。）更新時
 - (3) 要支援更新認定を受けた場合
 - (4) 要支援状態区分の変更の認定を受けた場合
- 但し、やむを得ない理由がある場合については、介護予防サービス事業者等への照会等により意見を求めることができるものとする。
- 7 利用者及びその家族へ介護予防サービス計画等の説明、同意、交付
 - 8 介護予防サービス事業者等へ介護予防サービス計画等の交付
 - 9 介護予防サービス計画等を浜田市地域包括支援センターに提出
 - 10 モニタリングの実施
 - 11 介護予防サービス計画等に位置付けた期間が終了するときは、当該計画の目標等の達成状況についての評価
 - 12 日常の利用者、家族及びサービス提供事業者等との連絡調整、並びに浜田市地域包括支援センターへの報告
 - 13 業務の実施に伴い必要となる記録の整備

14 業務の実施に係る関係書類の浜田市地域包括支援センターへの引継ぎ

15 その他、業務の実施に当たって委託者が必要と認める事項

16 給付管理及び委託料の請求に関する業務の実施

- (1) 委託者の定める期日までに、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント委託料請求書、サービス利用票、サービス利用票別表、提出一覧表の書類をそろえて提出する。

但し、上記 5 及び 9 のとおり、介護予防サービス計画原案等及び介護予防サービス計画等の提出を委託者が確認した後、受託者は委託料の請求を行うものとする。

(2) 初回加算が算定できるのは、以下の場合に限る。

- ① 新規に介護予防サービス計画等を作成する利用者に対し、介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントを提供した場合
- ② 利用者について、過去 2 月以上、受託者において介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントを提供しておらず、介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントが算定されていない場合に、利用者に対して新たに介護予防サービス計画等を作成した場合

(3) 委託連携加算が算定できるのは、以下の場合に限る。

- ① 当該利用者に係る必要な情報の提供を受けて介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントを提供した場合に、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務の委託を開始した日の属する月